

学校の教育相談体制の充実を図る 専門スタッフの効果的な連携・協働

Q & A



令和4年3月 改訂

福岡県教育委員会

は　じ　め　に

本県における不登校、児童虐待の件数は増加傾向にあり、いじめや暴力行為等の問題行動も依然憂慮すべき状況にあります。また、児童生徒を取り巻く状況の変化や多様化・複雑化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な専門性を有する人材が学校運営に参画することにより、学校の組織力をより効果的に高めていくことが求められています。

こうした中、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月中央教育審議会答申）においては、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると提言されています。

本県においては、これまで専門スタッフとして、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めてきました。令和2年度からは、児童生徒の心理面での支援を行うスクールカウンセラーを公立の全小学校、中学校、義務教育学校に配置するとともに、福祉的な観点から児童生徒の環境に係る支援を進めるスクールソーシャルワーカーについても、市町村が行うスクールソーシャルワーカー配置事業費を補助し、配置促進を図っているところです。

本冊子は、専門スタッフと学校とが効果的な連携・協働を図るため平成29年3月に作成した『学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働』を基に、更なる教育相談体制の充実を図るため改訂したものです。各学校において活用いただき、すべての児童生徒への安心かつ安全な学校生活・学習環境の提供及び学校現場における生徒指導・教育相談体制の充実の一助となれば幸いです。

令和4年3月

福岡県教育庁教育振興部義務教育課長　　塚田　淳

目 次

○ はじめに

Ⅰ 専門スタッフと効果的な連携・協働を進めるためのマネジメント Q&A

- Q1 校内において、専門スタッフと効果的な連携・協働を図るために、年度当初にすることは何ですかP1
- Q2 専門スタッフ活用年間計画をどのようにつくればよいですかP2
- Q3 専門スタッフを校務分掌に位置付けるのはなぜですかP4
- Q4 学校における教育相談体制づくりは、具体的にどのようなことをすればよいですか P5
- Q5 コーディネーターには専門スタッフとの連携・協働にあたって、どのような役割がありますかP6
- Q6 児童生徒・保護者からの相談をどのような手続で受け入れたらよいですかP7
- Q7 専門スタッフと効果的に連携・協働を図るために、専門スタッフの周知等をどのように行えばよいですかP8
- Q8 専門スタッフと効果的な連携・協働を進めるために、市町村教育委員会はどのような支援体制を整備すればよいですかP9

2 スクールカウンセラーとの効果的な連携・協働 Q&A

- Q1 SCの配置のねらい、期待される効果は何ですかP10
- Q2 SCはどんな資格を持った人ですかP11
- Q3 SCにはどのような職務内容がありますかP12
- Q4 SCを活用した教職員の児童生徒理解を深める校内研修をどのように進めればよいですかP13
- Q5 SCを効果的に活用するための留意点はどんなことですかP14
- Q6 SCSVの職務は何ですか。また、どのような場合に活用すればよいですかP15

3 スクールソーシャルワーカーとの効果的な連携・協働 Q&A

- Q1 SSWの配置のねらい、期待される効果は何ですかP16
- Q2 SSWに必要な資格及び職務内容は何ですかP17
- Q3 SSWはどのように配置されているのですかP18
- Q4 SSWを効果的に活用するための留意点はどんなことですかP19
- Q5 SSWSVの職務は何ですか。また、どのような場合に活用すればよいですかP20
- Q6 SSWが効果的に機能した例はありますかP21

4 スクールサポーターとの効果的な連携・協働 Q&A

- Q1 SSの職務は何ですかP22
- Q2 SSは警察のように捜査ができますかP23
- Q3 SSはどこに配置されていますか。また, SSの派遣を希望するのに手続は必要ですかP23
- Q4 SSがSSWとの連携を図るにはどのようにすればよいですかP23
- Q5 学校は, SS と連携して面接指導や家庭訪問等への同行を依頼することはできますかP24
- Q6 SSと効果的に連携するために, 校内においてどのような体制を整備すればよいですかP24
- Q7 SSが効果的に機能した例はありますかP25
- Q8 警察官OBを市町村独自で SSとして雇用することができますかP25

5 参考文献・資料等

6 作成委員及び事務局名簿

**Ⅰ 専門スタッフと効果的な連携・
協働を進めるためのマネジメント**

Q & A

Q1



校内において、専門スタッフと効果的な連携・協働を図るために、年度当初にすることは何ですか。



専門スタッフ活用年間計画を策定しましょう。そのために、以下の手順に従って、専門スタッフ活用年間計画策定の準備をしていきます。

1 自校に配置される専門スタッフの確認

スクールカウンセラー（以下、SCという。）・スクールソーシャルワーカー（以下、SSWという。）等の配置の通知から、専門スタッフの配置等を確認する。

2 SC，SSW等の専門スタッフに関する情報収集

配置されるSCやSSWの氏名、連絡方法、勤務可能日、勤務可能時間帯等についての情報を収集し、専門スタッフ間の引継ぎ及び学校との打合せ等を行うことができる体制を整える。

3 組織体制の企画，立案

自校におけるコーディネーターの人選（生徒指導主事や教育相談担当者、養護教諭等）や校内の生徒指導及び教育相談体制等の構築に向けて活用年間計画を立てる。

4 SC，SSW，SSとの打合せ

スクールサポーター（以下、SSという。）を含めた専門スタッフと共有しておきたい児童生徒の実態、家庭や地域の状況、活用計画の説明等についての打合せを行う。

5 専門スタッフ活用計画の策定

管理職の助言のもと、専門スタッフと打ち合わせた確認事項に基づき、コーディネーターが活用計画を策定する。策定した活用計画を職員会議等で周知することにより、全職員が専門スタッフの職務及び役割を理解した上で専門スタッフと連携・協働することを促進することが可能になる。



Q2



専門スタッフ活用年間計画をどのようにつくればよいですか。



専門スタッフ活用年間計画は、学校の実情（児童生徒の実態や既存の組織体制等）をもとに次の内容で作成します。

1 目的

各学校の実情や実態（例えば、暴力行為の件数、不登校や就学援助の状況等）をもとに、専門スタッフと連携・協働を図ることによって「何を改善・解決していくのか」を明確にする。

2 専門スタッフ → SC, SSWのQ2, SSのQ1を参照

学校に所属する専門スタッフ及びその職務内容やスケジュールを示す。

3 コーディネーター → Q6を参照

コーディネーター及びその職務内容を示す。

4 組織体制 → Q3を参照

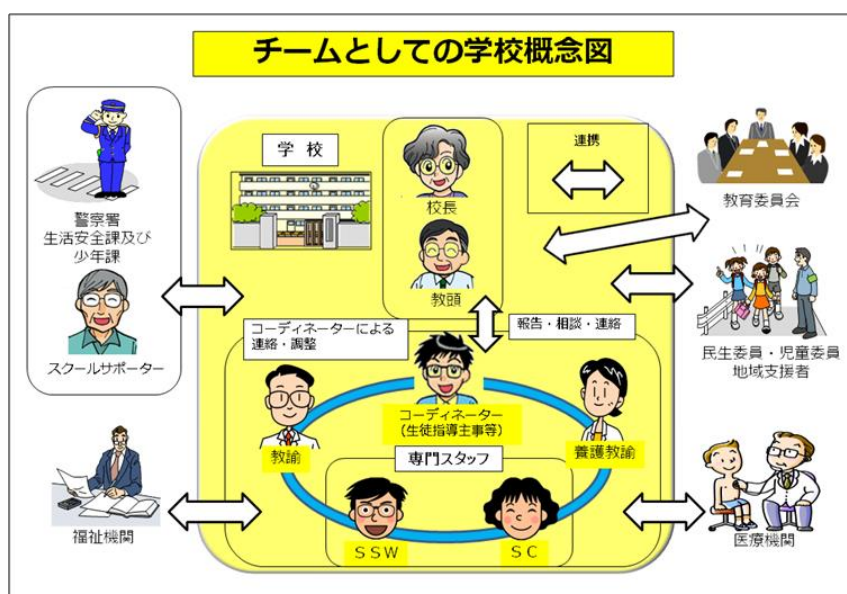
学校の既存の生徒指導組織の中で、どのように専門スタッフやコーディネーターを位置付けるのかを図などを用いて示す。

5 専門スタッフの活用の手続 → Q4を参照

学校で児童生徒、保護者、教職員が専門スタッフを活用するための手続を示す。

6 その他

当该校の教職員や専門スタッフに周知しておきたい学校における生徒指導に係る確認事項等を掲載することも考えられる。



<図1 チームとしての学校概念図>

専門スタッフ活用年間計画（例）

〇〇〇立 〇〇〇中学校

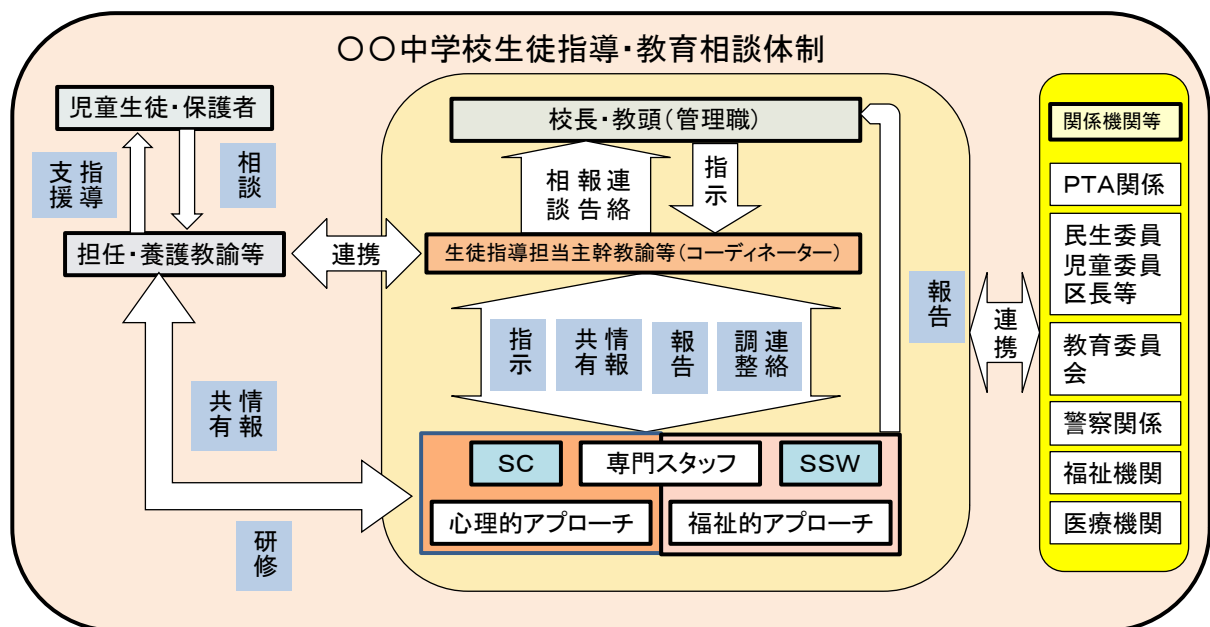
1 目的

本校においては、不登校生徒の出現率の3年間の平均が〇〇人と、県の出現率と比較しても非常に高い状況である。また、その要因として家庭環境の厳しい状況や・・・・・・が考えられる。

これらの課題を解決するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと効果的な連携・協働を図り、不登校傾向にある生徒の支援による不登校の未然防止及び現在不登校の状態にある生徒の学校復帰に資する。

2 組織体制について

- (1) 生徒指導主事等をコーディネーター役として位置付ける。
- (2) 専門スタッフは、校内のいじめ・不登校対策委員会に所属する。
- (3) 〇〇中学校生徒指導・教育相談体制を以下のように組織する。



3 生徒及び保護者のSC及びSSW活用の促進

- (1) SCへのカウンセリング希望申込書の配布（学期に1回実施）
- (2) SSWへの相談希望申込書の配布（学期に1回実施）

4 専門スタッフ活用スケジュール

- (1) SC・・・・毎週□曜日 ○時～△時まで（年間35回）
- (2) SSW・・・・毎週■曜日 ●時～▲時まで（年間35回）
- (3) 専門スタッフは、校内いじめ・不登校対策委員会に月1回（◎）に出席する。

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1週			○	○	◎	○	○	○		○	○
第2週		○	○	○	○	○	○	○		○	◎
第3週	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	
第4週	○	○	○		○	○	○		○	○	

5 専門スタッフによる校内研修

- (1) SCによる児童生徒のソーシャルスキル向上に関する研修（6月）
- (2) SSWによる教職員向けの福祉に関する事案等への対応についての研修（5月）
- (3) SCによる教職員のカウンセリング技能向上のための研修（夏季休業中）
- (4) SCによる事例検討研修（通年）

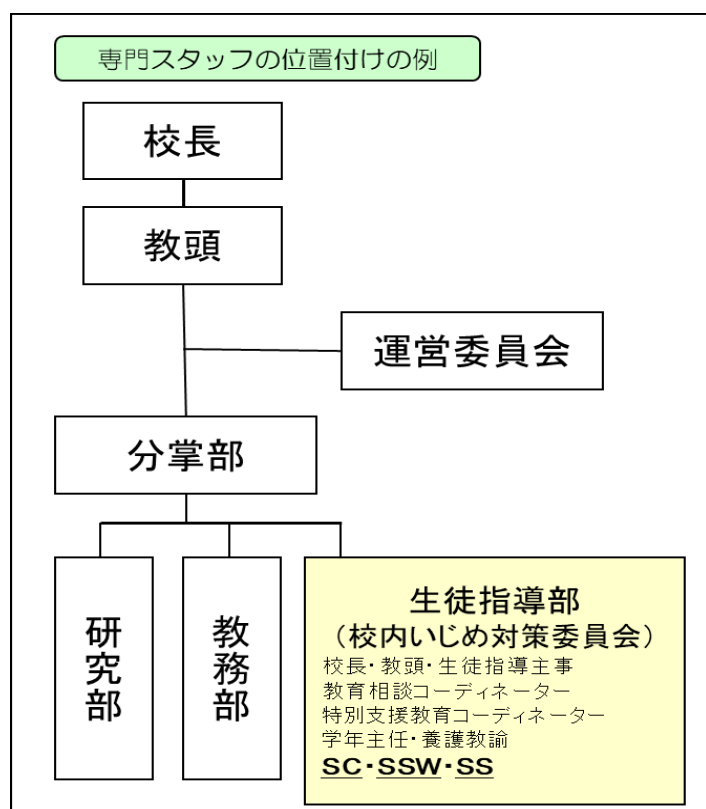
Q 3



専門スタッフを校務分掌に位置付けるのはなぜですか。



専門スタッフを校務分掌に位置付けることで、学校における役割を明確にすることができ、教職員との連携が深まり、校内の生徒指導及び教育相談体制を充実させることができます。



○ 例えば、左図のような形で「校務分掌」に位置付けられることが考えられる。専門スタッフには、専門的な見地から生徒指導全般にわたっての適切なアドバイスが期待されている。

※ いじめ防止対策推進法の第22条には、「学校は、(中略)心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする」とあり、SCやSSWは心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者に該当する。

生徒指導及び教育相談体制の構築に向けて

学校に教職員以外の専門スタッフが入ることによって、今までとは異なる視点からの児童生徒理解が深まるとともに、学校の指導体制が大きく見直され、「開かれた学校づくり」が促進される。

また、教職員のカウンセリング技術の向上や、福祉的視点からの児童生徒理解が図られるとともに、校内の教育相談体制の改善が図られる。ここで重要なことは、教職員と専門スタッフがお互いの専門性を尊重しながら有機的に連携・協働を進めていくことであり、学校においては、専門スタッフのよさを積極的に教育活動に生かしていこうとする姿勢が求められている。

Q 4

学校における教育相談体制づくりは、具体的にどのようなことをすればよいですか。



不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、SC 及び SSW 等の関係者が一体となった教育相談体制づくり、関係機関や地域との連携体制づくりが求められます。具体的な内容は以下の通りです。

○教職員、SC 及び SSW 等の関係者が連携した教育相談体制づくり

教育相談体制を作るためには、既存の会議を活用するなどし、SC、SSW を含めた「スクリーニング（選別）のための会議」及び「個別事案に対応するためのケース会議」を実施する必要がある。スクリーニング会議を定期的実施することで、重大な事案に至る前に早期発見及び支援が可能となる。ケース会議は、関係者が把握している情報の共有や、何を目標に、誰を中心に、誰が何をするのかを明確にした支援策を決定し、関係者が組織として実行することが重要である。

○学校、学級及び児童生徒のかすかな変化を見逃さない体制づくり

児童生徒の不登校、いじめ等が深刻な状況になる前に、教職員、SC 及び SSW 等がその兆しを見逃さない体制を構築する必要がある。学校及び学級の課題把握のため、SC 及び SSW が授業・行事へ参加したり、休憩時間や給食等の時間を児童生徒と一緒に活動したりするなどの工夫が重要である。

○教育相談コーディネーターの配置・指名

不登校、いじめ等の事案が発生した際は、学校が組織として対応する必要がある。そのため、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして配置・指名する。

○支援計画及び教育相談体制の点検・評価の実施

個別の支援が必要な児童生徒については、支援計画を作成し、支援計画に基づいた支援における児童生徒及び保護者の状況や教職員・関係機関の動きを把握し、ケース会議において、点検・評価（モニタリング）を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行うことが必要である。また、学校の教育目標、生徒指導の重点目標及び教育相談に関する諸計画等に基づいた学校評価を活用することも重要である。

○活動記録の作成と情報共有

SC 及び SSW は、児童生徒の支援のために活動記録を作成するとともに、職務上知り得た情報のうち、児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校が管理することが基本となる。

Q5



コーディネーターには専門スタッフとの連携・協働にあたって、どのような役割がありますか。



コーディネーターには、学校全体の児童生徒の状況を把握し、児童生徒の抱える課題の解決に向けて関係教職員や関係機関等との連絡・調整が求められます。

1 SC,SSW の周知と相談受付

- ・ 児童生徒や保護者に SC, SSW について周知し、相談の受付をする。
- ・ 相談の申し込みの有無にかかわらず、実情に応じて、専門的なアセスメントが必要と思われる児童生徒へのアプローチを行う。

2 気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の開催

- ・ 教職員から気になる事例について聴取し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、SC, SSW などのメンバーと共に事例をもとに課題を洗い出し、第一次的な方向性を決定する。

3 SC,SSW との連絡調整

- ・ 児童生徒の抱える問題に応じて SC,SSW の意見を参考にし、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。
- ・ SC,SSW 双方の支援が必要な場合は、学校の窓口として両者間の業務調整を行う。

4 個別記録等の情報管理

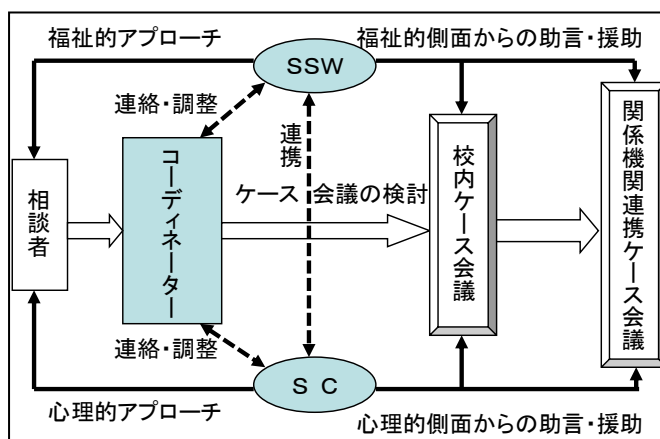
- ・ 個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。

5 校内研修の実施

- ・ SC,SSW の役割や学校としての活用方針等を、研修会の場を利用して全教職員に共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにする。

6 「校内ケース会議」の実施

- ・ 児童生徒の抱える課題に応じて、会議参加者を選定し、ケース会議の開催を企画する。
- ・ 不登校対応「マンツーマン方式」に係る支援計画（個票）等を活用した組織的・計画的なケース会議を開催する。



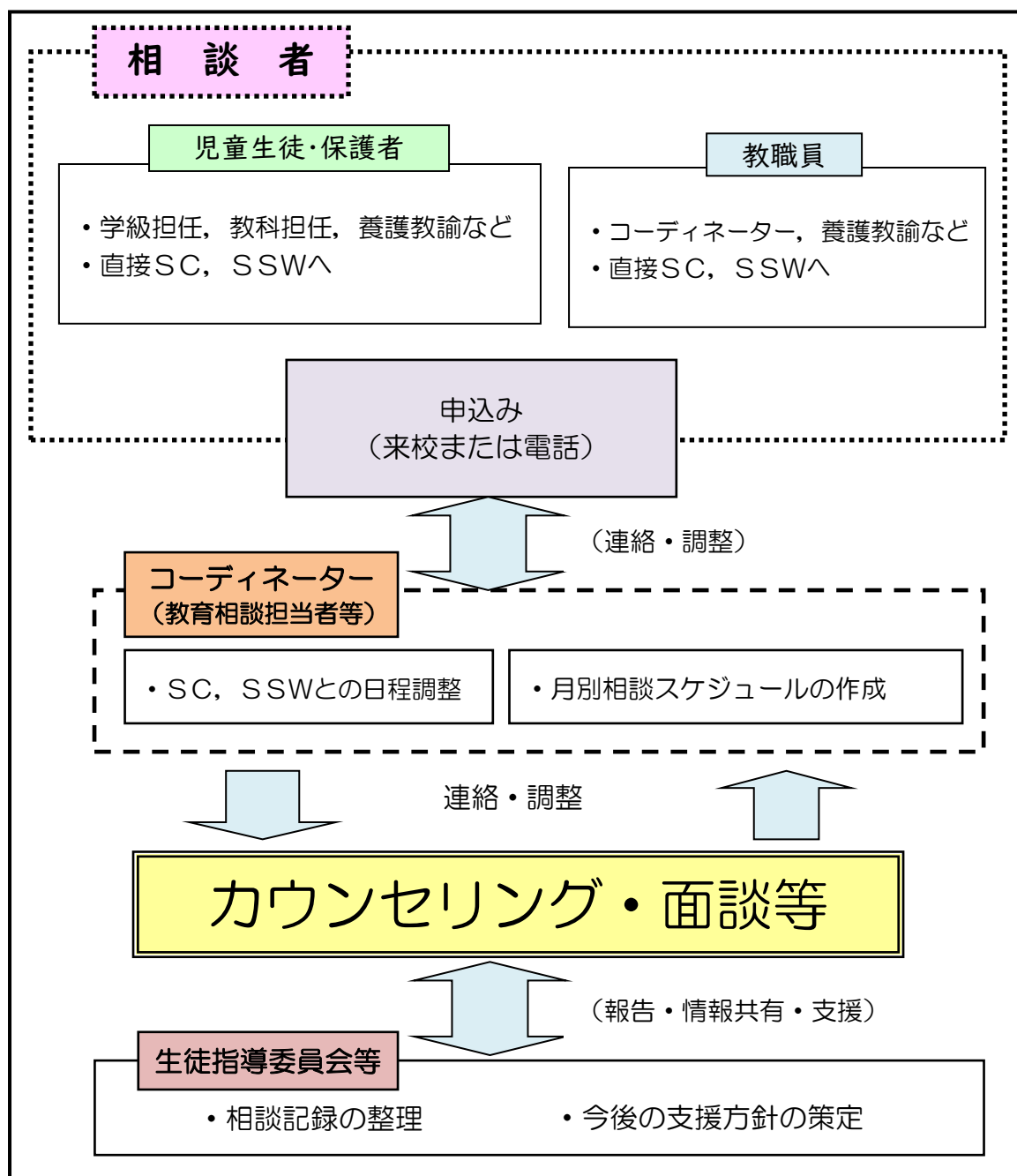
Q6



児童生徒・保護者からの相談をどのような手続で受け入れたらよいですか。



コーディネーター役となる教育相談担当者等は、児童生徒や保護者が気軽に相談できるように連絡・調整を行うとともに、カウンセリングや面談までの流れを決定します。



※ いずれの場合も、コーディネーターを中心に窓口を一本化して相談体制を整備することが大切です。

Q7



専門スタッフと効果的に連携・協働を図るために、専門スタッフの周知等をどのように行えばよいですか。



校長を中心に年度初めに、学校だよりや学年だより及び市町村の広報誌等で広く保護者や地域の方に周知するとともに、PTA総会（学年・学級保護者会）などの場を活用して、専門スタッフの役割や仕事の内容を説明しておきましょう。

- 児童生徒及び保護者や地域の関係者等に対して、専門スタッフ配置及びQ4で示した専門スタッフを活用する際の手続きについて周知することが大切である。例えば、全校集会や保護者会、次年度の入学者説明会等において、専門スタッフが保護者や児童生徒に対して話す機会を設け、職務等について周知すれば、児童生徒及び保護者に安心感を抱かせることができる。
- 学校だより等に、活動内容や、申し込み方法、窓口、相談日、相談場所等の情報を具体的に記載しておくことで保護者の活用がスムーズになる。

〇〇中学校だより

令和4年4月号

本年度新しく転入された先生を紹介します。

教諭 ○〇〇〇先生 △△中学校から転入
教諭 △△△△先生 新規採用
スクールカウンセラー ◇◆◇先生
スクールソーシャルワーカー □□■先生



スクールカウンセラーによるカウンセリングのお知らせ

本校では子どもたちが抱える様々な問題の解決に向け、「心の専門家」である臨床心理士が、スクールカウンセラーとしてカウンセリングを行っています。カウンセリングは子どもたちだけでなく、保護者の方も対象に相談を受け付けています。下記の要領で実施しておりますので、相談を希望されます方は御遠慮なくお申し込みください。

記

- (1) スクールカウンセラー ◇◆◇ 先生 (臨床心理士)
- (2) 場 所 本校 相談室
- (3) 申し込み方法 事前にお電話で予約をお願いします。
担当 ○〇または担任までご連絡ください。
学校の電話番号 Tel. 〇〇-〇〇〇〇
- (4) 日 時 裏面をご覧ください。
予約を優先していますので電話で御確認ください。
- (5) その他 ※ カウンセリングの時間は1回50分程度です。
※ 秘密は厳守いたします。

Q 8



専門スタッフと効果的な連携・協働を進めるために、市町村教育委員会はどのような支援体制を整備すればよいですか。



校長をはじめとした教職員や関係機関に対し、専門スタッフの役割や特性を周知する必要があります。同様に、地域の様々な情報を専門スタッフに伝える必要があります。そのためには、市町村教育委員会には次のような取組が求められます。

1 研修会等の実施

- (1) 学校の教職員等に対し、本冊子「専門スタッフとの効果的連携・協働Q&A」等を用いるなどして、専門スタッフの役割や特性を周知し、学校における勤務条件や職務等についての理解を促進する。
- (2) 専門スタッフの資質向上に向け、スクールカウンセラースーパーバイザー（以下、SCSVという。）やスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVという。）等を招聘した研修会等を開催し、地域の課題や地域の情報（関係機関等の人的資源）、専門スタッフとの連携・協働する上での課題や留意点、SCやSSW等が対応中の事案について協議等を行う。

2 専門スタッフが活動しやすい環境整備の実施

- (1) 中学校区で小中学校の連携を進めていくために、当該教育委員会における専門スタッフとの連携・協働の目的や活用方法などの明確なビジョンを学校や関係機関に示す。
- (2) 関係機関に対して、専門スタッフの周知を行ったり、SSWが中心となって調整するケース会議（事例検討会）等への参加、協力を依頼したりする。また、首長部局の関係各課との連絡調整にあたる。
- (3) 専門スタッフが関係機関へ訪問する際に、必要に応じて市町村教育委員会指導主事（専門スタッフ等の担当者）も同行し、専門スタッフへの支援・援助等を行うことができるような体制を整える。
- (4) その他、専門スタッフが活動しやすい環境整備についての意見等を聞く機会を設けるなどして、専門スタッフが働きやすい環境を整備する。
例えば、職員室に専門スタッフ用の机を用意したり、専門スタッフが使用する記録用のパソコンを準備したりする等のハード面での環境整備を行う。

**2 スクールカウンセラーとの
効果的な連携・協働
Q & A**

Q!



SCの配置のねらい，期待される効果は何ですか。

ねらい

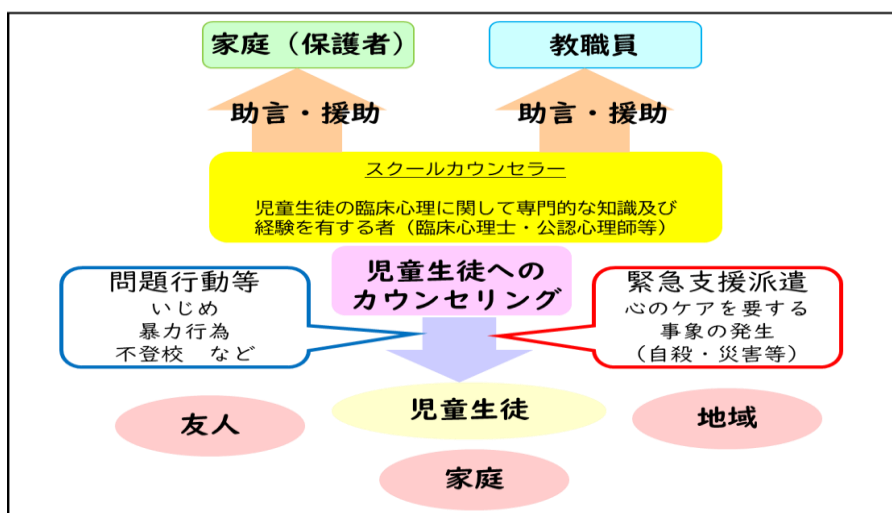
「心理の専門家」である臨床心理士や公認心理師等をSCとして各学校に配置し，その専門性を生かして，児童生徒や教職員，保護者が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげるとともに，教職員や保護者が，児童生徒への対応についてアセスメント（見立て），助言・援助を受けることにより対応能力を高めることができます。さらに，個々の児童生徒への対応のみならず，コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育，教職員へのカウンセリング技能に関する研修などにも積極的に活用することで，学校における教育相談機能を高め，問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図ることができます。

期待される効果

SCの助言・援助のもと，生徒指導主事等を中核にした教育相談体制が組織化することで，学校生活に不適応傾向を示す児童生徒に対して，早期の状況把握と的確な見立て（アセスメント）を行うことができるようになり，支援の充実が図られます。また，学校だけでは対応できない問題を相談機関等と連携して解決するなど，SCの橋渡しで，学校・家庭・相談機関が緊密に連携して児童生徒への対応ができるようになります。

成果として（学校現場からの声）

- SCからのコンサルテーションを基に，教職員が自信を持って生徒に対応できるようになった。
※ コンサルテーションとは，異なる専門性を持つ複数の者が，援助対象である問題状況について検討し，よりよい援助の在り方について話し合うプロセス。
- 保護者のカウンセリングを行うことで，子供自身が落ち着きを取り戻し，登校できるようになったり，教職員との関係が改善されたりするなど，専門的な立場で保護者へ助言してもらうことで，家庭と連携した支援につながった。



Q2

SCはどんな資格を持った人ですか。



心理の高度な専門性を有する「心理の専門家」で、以下のような資格を持っています。



公認心理師

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(厚生労働省ホームページより抜粋)

臨床心理士

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”です。

- (1) 種々の心理テスト等を用いての心理査定技法や面接査定に精通していること。
- (2) 一定の水準で臨床心理学的にかかわる面接援助技法を適用して、その的確な対応・処置能力を持っていること。
- (3) 地域の心の健康活動にかかわる人的援助システムのコーディネーティングやコンサルテーションにかかわる能力を保持していること。
- (4) 自らの援助技法や査定技法を含めた多様な心理臨床実践に関する研究・調査とその発表等についての資質の涵養が要請されること。

などです。

(公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会ホームページより抜粋)

心理臨床業務等について一定の経験を有する者

- (1) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (2) 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (3) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (4) 精神科医、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師(常時勤務をする者に限る。)の職にある者又はあった者
- (5) 都道府県が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有するものと認めた者

Q3



SCにはどのような職務内容がありますか。



校長の指揮・監督の下、次のような職務内容を中心に活動します。

(1) 児童生徒へのカウンセリング

- 相談室での相談活動
- 休み時間など日常的な場面での声かけや相談活動（個別の相談だけでなく、児童生徒が集まる場面での自然なかかわりの中で観察を通して、児童生徒理解につなげる。）
- 電話等による連絡



(2) 保護者への助言・援助

- 来校した保護者への相談活動
- 保護者に対する子供の発達や心理等に関する情報提供
- 電話等による連絡



(3) 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助

- 児童生徒の抱える心理的課題及び心身の健康面における発達課題に関して、面接及び授業参観等による見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
- 学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況を見立て、適切な配慮や支援方法についての助言・援助

(4) 不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、虐待、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

- いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として、同法に基づく対応を支援【校内いじめ対策委員会等への参加】
- 不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施

(5) 教職員に対するコンサルテーションとカウンセリング能力向上のための校内研修における助言及び援助

- 生徒指導の組織、ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助
- 教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、教職員に対する基礎的なカウンセリング技能に関する校内研修での助言・援助

(6) 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

- 事件・事故や自然災害の発生等の緊急時には、全ての児童生徒や教職員等の学校全体を対象として、ストレス対処やリラクゼーションのプログラムを実施
- 全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

Q 4



SCを活用した教職員の児童生徒理解を深める校内研修をどのように進めればよいですか。



児童生徒理解を深める校内研修を実施するためには、次のような点に留意することが大切です。

- 1 各学年や生徒指導委員会で児童生徒の現状をもとに、学校・学年の生徒指導上の課題を明確にしましょう。
- 2 SCを交えて課題解決の方途を明確にしましょう。
- 3 課題解決に向けて組織的・計画的に研修を実施しましょう。

以下に例示する3つの研修内容をバランスよく配分し、各学校の実情に応じて組織的・計画的な研修を実施しましょう。

カウンセリング技法等の実技演習

個々の児童生徒に対する教育相談だけではなく、学級経営や学年経営などの望ましい集団の育成に関わる実践的な研修も大切です。

- 1 適切なアセスメントに関する内容
- 2 カウンセリング技法に係る内容
- 3 人間関係づくり（構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等）
- 4 予防教育（ストレスマネジメント、コーピング等）

事例研修

事例研修の目的は、事例から何を学ぶかということです。事例に対する今後の対応を明確にしていきましょう。

- 1 事例検討（いじめ、不登校、暴力行為、発達障がい、LGBTQ、自死等）
- 2 心のサインの受け止め方
- 3 校内連携体制、校内サポートチーム等の会議

基礎知識を身につける研修

不登校等の要因や背景を的確に分析し、初期段階で判断を誤らぬよう、関連する分野についても基礎的な知識を身につけておくことが大切です。

- 1 臨床心理学の基礎知識に関する研修
- 2 発達障がいに関する研修
- 3 虐待、ヤングケアラーに関する研修

Q 5



SCを効果的に活用するための留意点はどんなことですか。



SCの「専門性」を生かしていくためには、各学校で活用計画について共通理解しておくことが大切です。その上で以下の内容に留意してください。

SC の職務内容等の理解促進

学校内の関係教職員によるチームが有効に機能するためには、SC 等を含め関係教職員が、その役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが大切です。SC 等の活用とその理解が進むことは、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、教職員が問題を一人で抱えてしまうことへの防止にもつながるものと考えます。

教育相談コーディネーターの配置

SC が十分に力を発揮するには、窓口となる学校の担当者（コーディネーター）を明確にし、担当者が他の教職員や児童生徒、保護者とのつなぎ役になり、相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

相談しやすい環境づくり

教職員とのコミュニケーションを図りやすくするために、相談室とは別に職員室にも机を設置します。また、児童生徒が相談しやすくなるよう全校集会で紹介したり、保護者への周知を図るために学校だよりで紹介したりすることも相談のきっかけとなります。さらに相談者と SC が初めて顔を合わせる場面には、教育相談コーディネーター等からお互いを紹介するなど、緊張をほぐし、相談しやすい雰囲気や環境づくりを行うことが大切です。

SC の生徒指導関係会議への位置付け

SC を学校の一員として校内組織に位置付け、生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）に参加を要請し、情報共有や助言及び援助を受けられる体制を作ることが大切です。また、学年会やケース会議において、児童生徒の状況や教職員が抱えている課題等を具体的に情報交換し、手立てや役割分担等の、今後の指導や支援の方向性について、専門的な立場からの助言を受けることでよりよい支援を行うことができます。

養護教諭と SC の連携

養護教諭は、児童生徒の健康状態を把握し、問題を抱える児童生徒の早期発見と対応を行っていることから、SC との連携は欠かすことができません。SC は勤務日が限定されていることから、養護教諭がパイプ役となり、日々の児童生徒の様子や状況について情報交換を行い、必要な支援等について共有することで、担任や児童生徒、保護者等との連携がスムーズになり、SC の専門性が発揮しやすくなります。

Q 6



SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の職務は何ですか。また、どのような場合に活用すればよいですか。



スーパーバイザーとはSCを統括する者で、SCとしての職務を行う他、次の職務を行います。

なお、SCSV は、各教育事務所に配置されています。

- 1 各教育事務所管内の他のSCへの指導助言
- 2 各教育事務所管内の小・中・義務教育学校への訪問支援
- 3 小・中・義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部で突発的に発生した不慮の事故・事件において、児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言
- 4 各種相談事業に対する指導助言

SCSVの活用

(1) SCへの指導助言

SCが児童生徒、教職員、保護者等への対応で、より高度なアドバイス等が必要な場合等、児童生徒の適応や発達をよりよく支援するための方策や、現場の教職員、保護者等との連携促進のための指導や助言を行う。

(2) 事件、事故（緊急事態）への対応

SCSVは、事件、事故が起こり、その対応が組織的に進んでいるか、状況の変化に応じて臨機応変に対応できているかといったことを把握し、対応の充実を図り、客観的に第三者の視点から助言等を行う。以下は、事件、事故発生時の取組内容である。

- ① 事件、事故に関する事実確認、状況把握
- ② 緊急対応のカウンセリング
- ③ 事件、事故発生後の対応にかかる進捗状況についての把握と助言
- ④ 事件、事故に関する緊急アンケート
- ⑤ 保護者会、マスコミ対応等についての指導や助言

※ 事件、事故に係る対策本部等を学校において設置する際は、その当初から市町村教育委員会を通じて、各教育事務所まで派遣の要請をすること。

3 スクールソーシャルワーカーとの 効果的な連携・協働

Q & A

Q I



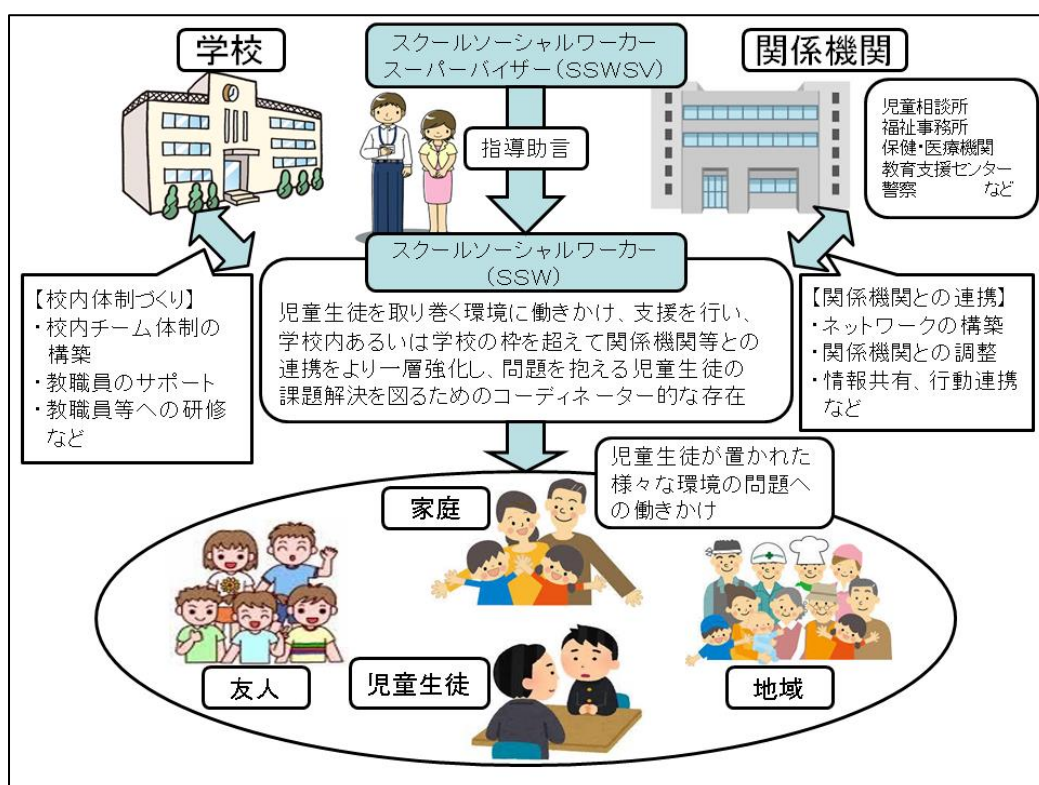
SSWの配置のねらい, 期待される効果は何ですか。

ねらい

「福祉の専門家」である社会福祉士や精神保健福祉士等をSSWとして学校に配置することで, 学校だけでは対応が困難な事例等に対し, 学校・福祉・医療等の関係機関とのネットワークと協働を通して包括的な支援体制を構築します。SSW 配置のねらいは, 児童生徒が抱える状況の背景にある生活課題の改善を図り, 安心・安全な環境で教育を受ける権利・機会を保障していくことにあります。

期待される効果

SSW と連携することで, 不登校, いじめや暴力行為等の問題行動, 子供の貧困, 児童虐待等課題を抱える児童生徒に, 学校・福祉・医療等の関係機関が協働した支援が可能となります。さらに, 教職員がソーシャルワークの視点を共有することにより, チームで支援を行う校内体制づくりを推進することができます。また, 包括的な支援体制が構築されることで, 児童生徒への支援が継続的に行われるだけでなく, 不登校や問題行動等の未然防止や早期発見の取組の充実につながります。



Q 2



SSWに必要な資格及び職務内容は何ですか。



社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持った「福祉の専門家」が、次のような職務を行います。

SSWの職務

- 1 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - いじめ、不登校、虐待、貧困など、児童生徒の問題行動等における家庭、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
 - 児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- 2 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
 - 関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ
- 3 学校内におけるチーム体制の構築・支援
 - (1) 校内いじめ対策委員会やケース会議などへの参加とケースのアセスメント（見立て）及び問題解決のプランニング（問題解決に向けた目標の設定と役割分担を内容とする具体的な手立てを考えること）の支援
 - (2) 校内チーム体制づくりの支援
- 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - (1) 面談または家庭訪問、電話による相談活動
 - (2) 支援対象者の立場に立った代弁（アドボカシー）
 - (3) 福祉に関する制度等の提案、手続き方法の案内
 - (4) 教職員と保護者間の調整・仲介・連携
- 5 教職員などへの研修活動
 - 校内研修、PTA研修等における講師

社会福祉士とは

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格であり、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。

（厚生労働省ホームページより）

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

（厚生労働省ホームページより）

SCとの違いは

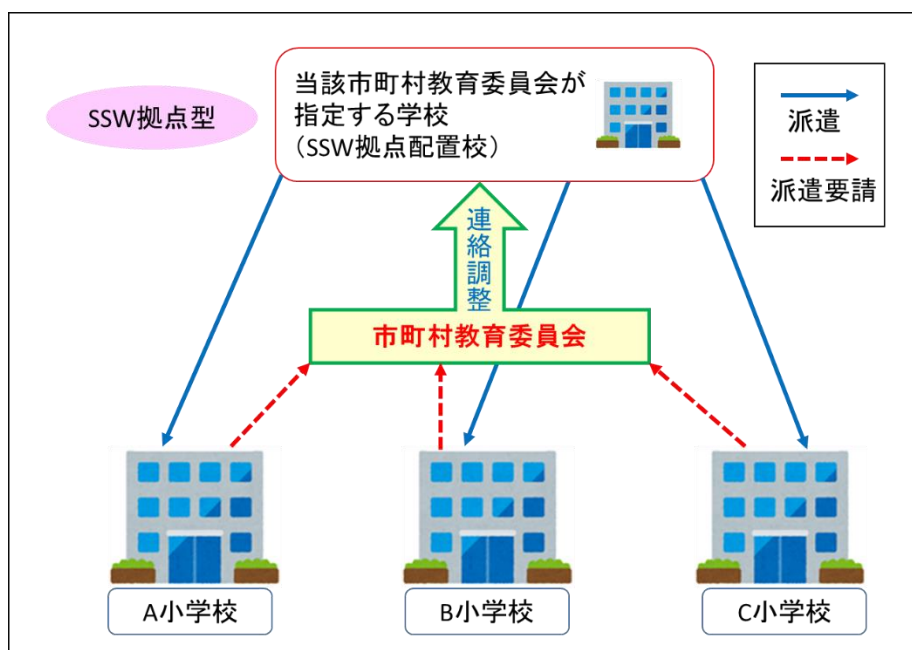
SCは心理検査や心理療法にて、本人の抱える心の問題を改善・解決していく「心の専門家」である。それに対し、SSWは児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く「福祉の専門家」である。

Q 3

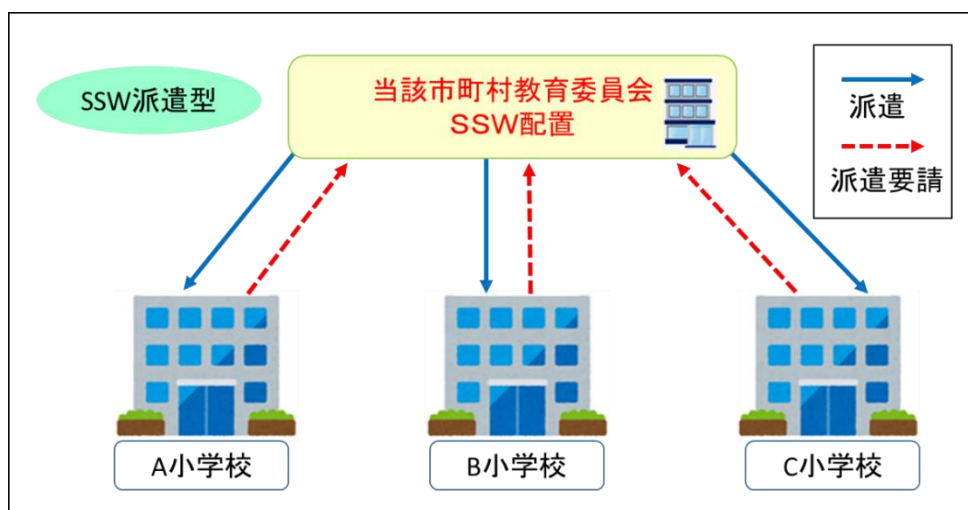


SSWはどのように配置されているのですか。

SSWは、学校に配置されている場合（拠点校型）と市町村教育委員会内に配置されている場合（派遣型）があります。各市町村によって配置形態が異なるため、当該の市町村教育委員会に確認しておきましょう。



※ SSW拠点型の場合、SSW拠点配置校以外の当該市町村内の小中学校でも活用は可能です。しかし、SSWのスケジュール調整や、拠点配置校のSSW活用計画等の調整が必要となるため、各市町村教育委員会が手続等のコーディネートを行う必要があります。拠点配置校以外の学校でSSWを活用する場合は、まずは所管の教育委員会に派遣の相談をして、派遣が可能かどうかの調整を行ってください。



※ SSW派遣型で教育委員会等に配置されている場合は、所管の教育委員会に派遣の相談をして派遣のスケジュール調整を行う必要があります。

Q 4



SSW を効果的に活用するための留意点はどんなことですか。



SSW の「専門性」や「役割」を全教職員が共通理解し、校内の教育相談体制を整備することが大切です。

教職員全体の共通理解

学校によっては、課題の解決や個別の支援を SSW に委ねてしまうことや学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議の開催が困難なこともあります。そのため、SSW の配置のねらいや、専門性、役割等について、全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実させることが重要です。

さらに、教育相談コーディネーター等の窓口となる学校の担当者を明確にし、他の教職員や児童生徒、保護者とのつなぎ役になり相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

関係機関との連携

福祉の専門家である SSW の活動領域だけで集められる情報には限りがあります。課題に応じた的確な対応を行うには、支援が必要となる児童生徒に対して、ケース会議等を通じて、それぞれの活動領域外の情報も共有し、連携して対応することが必要となります。

また、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどして、ネットワークを構築しておくことが重要です。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが前提となります。

主な関係機関の例は以下のとおりです。

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害者支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア協会
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
団体	社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会
教育委員会内	家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校 等

Q 5



SSWSV（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）の職務は何ですか。また、どのような場合に活用すればよいですか。



SSWSVとはSSWのスーパービジョン（SSWを養成するための指導支援等）を行う者で、SSWとしての職務を行う他、次の職務を行います。
なお、SSWSVは、各教育事務所に配置されています。

- 1 各教育事務所管内の他のSSWへの指導・助言
- 2 県内の担当ブロック単位で開催される「SSW連絡会議」における指導・助言
- 3 各種相談事業に対する指導助言

SSWSVの活用

(1) SSWへの指導・助言

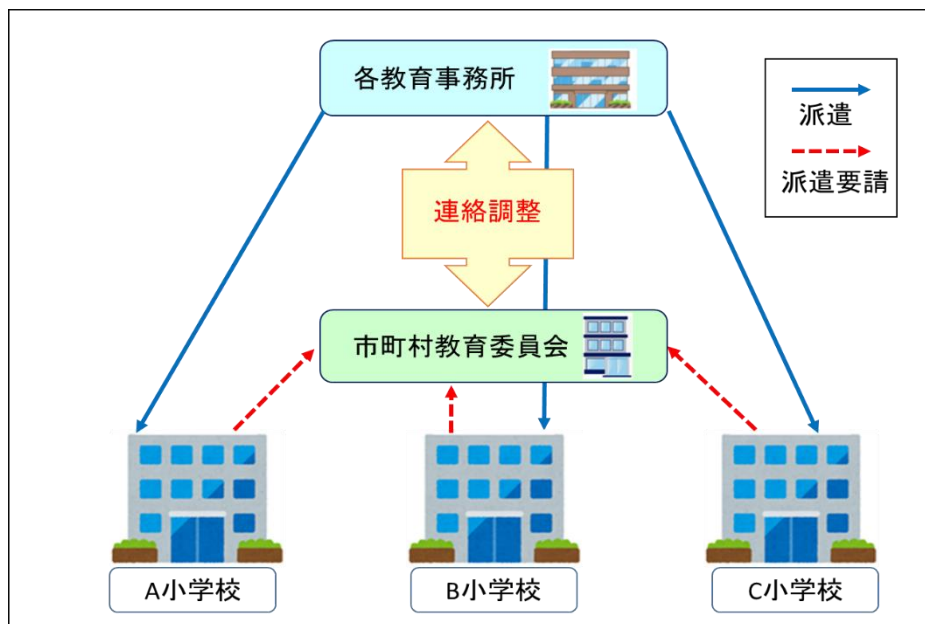
SSWが児童生徒への支援や教職員、保護者、福祉機関等との連携等の対応で支障がある場合、児童生徒を取り巻く環境に係る課題改善につながる支援の在り方や、現場の教職員、保護者、福祉機関等の関係機関との連携の促進等について指導・助言を行います。

(2) SSWについての理解促進のための研修会講師

校内研修や市町村教育委員会が主催する研修会等において、SSWSVを講師として招聘し、学校や教育委員会におけるSSWとの連携・協働についての理解を促進することで、より効果的な連携・協働が可能となります。

(3) SSWSVの派遣手続

SSWSVは県内6教育事務所内に1名ずつ配置されています。学校は、市町村教育委員会を通じて各教育事務所に派遣要請を行い、教育委員会が教育事務所と連絡調整を行います。



Q 6

SSWが効果的に機能した例はありますか。



SSWが関係機関と学校、関係機関と家庭の橋渡し役を担い、関係者によるケース会議を設定することにより、目標と役割が明確になり複数で多方面からの支援を行うことで効果を上げました。

【事例】不登校の児童及び家庭への支援事例

(1) 事例の概要

支援対象児童の家庭は、一人親家庭であり、兄弟ともに不登校であった。教育への優先度が低く、生活リズムの乱れから朝起きることができなかった。また、住環境が劣悪で、衛生的にも問題があり、さらに校納金未納で学用品が揃わない状況であった。

(2) 取り組んだ内容

SSW は、不登校の要因について、家庭の状況や地域での関係性等を含めた情報収集と分析を行い、学校の課題・環境の課題・家庭の特性・本人のサポートに分け、フォローするための役割分担と達成可能な課題設定について、適時ケース会議を行い助言した。

SSW 助言による学校の主な支援内容

- 登校を促すために、母親と学校で送迎する割合を段階的に調整し、児童自らが登校する割合を増やし、自己効力感が高まるような関わりを行う。
- 不足している生活経験・生活スキルの補充と、登校が常でないことを加味した上での学力保障を行う。

SSW が行った主な支援内容

- 当該市町村の子育て支援主管課・生活保護主管課と緊密に連携し、福祉職員間での情報共有。
- 行政機関の福祉職との連携の成果を学校へ提供し、学校から家庭への働きかけについての助言。

(3) 効果

- 不登校という課題を現象として理解し、SSW から要因を分析する視点を提供してもらうことで、学校と福祉それぞれの役割が明確になり、分担して支援にあたることができた。
- 生活保護を含めた SSW のコンサルテーションにより、生活の安定から登校状況の改善がみられた。

4 スクールサポーターとの 効果的な連携・協働

Q & A



Q! スクールサポーター（以下、SS という。）の職務は何ですか。



SS は県内全ての警察署（臨港・空港署を除く）に 1 名ずつ配置された警察官 O B です。警察署と学校・地域のパイプ役として、管内の学校を直接訪問し、以下のような活動をしています。

SSの業務

- 1 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援
 - (1) 学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換
 - (2) 非行少年及び不良行為少年の対応に関する学校へのアドバイス
- 2 非行防止学習等への支援
 - (1) 学校が開催する非行防止学習への支援
 - (2) 不審者対応訓練・防犯講話
- 3 児童生徒の安全確保対策の指導・助言
 - (1) 学校の施設・設備に関すること
 - (2) 不審者への対応要領に関すること
 - (3) 学校周辺の安全点検に関すること
 - (4) 児童虐待事案に関する指導・助言
- 4 児童生徒の安全情報等の把握と提供
 - (1) 学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供
 - (2) 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校への情報提供
 - (3) 児童虐待事案に関する情報の把握及び学校への情報提供
- 5 いじめ問題への的確な対応
 - (1) いじめ事案に係る情報の早期把握及び学校への情報提供
 - (2) いじめ事案に係る教職員、児童生徒及び保護者等への指導助言
 - (3) いじめ防止を主眼とした非行防止学習への支援



<福岡県警察 スクールサポーター制度から引用>

Q 2



SSは警察のように捜査ができますか。



SSは警察官 OB なので、犯罪捜査はできません。児童生徒が起こした事件の捜査は、警察署の生活安全課又は少年課が行うこととなりますが、事件等について警察に相談するべきか迷う場合は、SSに相談してください。

Q 3



SSは、どこに配置されていますか。また、SSの派遣を希望するのに手続は必要ですか。



県内の臨港・空港署を除く全ての警察署に1名ずつ配置されています。SSの派遣を希望する場合は、警察署の生活安全課又は少年課に連絡して派遣を依頼します。

- 学校から当該市町村を管轄する警察署へSSの派遣依頼等をする場合の電話連絡は、管理職が行う。(学校警察連絡協議会の担当者がある場合は、担当者でも構わないが、基本的には、管理職から連絡を取った方がよい。)

Q 4



SSがSSWとの連携を図るにはどのようにすればよいですか。



学校のコーディネーターが、それぞれの専門性を理解し、両者の役割分担やケース会議への参加等をコーディネートすることが大切です。

- 児童虐待(特に暴力行為を伴うものや生命の危険が伴うもの等)が疑われる場合は、児童相談所等だけでなく警察との連携も必要となる。SSとSSWとが連携を図ることで、課題の解決がスムーズに行われることにつながる。

Q 5



学校は、SSと連携して面接指導や家庭訪問等への同行を依頼することはできますか。



内容によっては可能ですので、同行を依頼したい場合は事前にSSや各警察署の生活安全課又は少年課とよく協議してください。

Q 6



SSと効果的に連携するために、校内においてどのような体制を整備すればよいですか。



管理職は、SSの職務内容を理解した上で、全教職員に周知します。また、児童生徒や保護者に対しては「学校だより」等を活用して紹介するようになります。効果的な連携を図るためには、主に以下の内容を行ってください。

- 1 パイプ役となるコーディネーターが体制づくりを行う。
 - (1) コーディネーターは、管理職を通して所管の警察署に連絡し、SSによる学校訪問や校内巡回などを依頼し、積極的な受け入れ体制を整える。
 - (2) コーディネーターは、管理職を通して所管の警察署に連絡し、SSの生徒指導部会等への参加要請を行い、日時の調整を行う。
- 2 学校とSSとの役割分担を明確にする。
 - (1) 児童生徒の問題行動等への指導に当たっては、学校とSSが十分に協議し、役割分担を明確にした上で指導を行う。
 - (2) 学校の指導方針や指導の経緯等について、十分にSSに対して説明するとともに、学校だけでは対応しきれない事案に対して、よりよい解決に向けた方向性の指導助言を仰ぐ。
 - (3) あくまでも指導の中心は学校であり、SSにすべてを任せることのないよう留意する。

【参考】「学校におけるいじめ防止等のための組織」へのSSの参画について

福岡県いじめ防止基本方針では、校内いじめ対策委員会に、「学校の設置者の支援や県との連携の上、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部の専門家を位置づけ、必要に応じて活用できる体制を構築する必要がある。」と示している。

また、福岡県教育委員会と福岡県警察においては「ふくおか児童生徒健全育成サポート制度」に関する協定を結んでおり、積極的に学校と警察の連携を推進する体制を構築している。

これらを基に、福岡県教育委員会と福岡県警察では、校内のいじめ対策委員会に警察官経験者であるSSの積極的な参画を推奨している。

Q 7



SSが効果的に機能した例はありますか。



SSは、非行問題等の情報交換のほか、教職員や児童生徒、保護者に対する助言・指導や学校の安全対策への支援を行うなど、学校現場における問題を数多く解消しています。

事例①

〈学級の生徒指導体制強化への寄与〉

中学校で一部生徒による授業妨害や対教師暴力等が頻発し、長期にわたる学級崩壊状態が続き、改善されなかったことから、SS を通じて警察署に相談した。教育委員会と連携して生徒指導体制を強化するとともに、対教師暴力や器物損壊などの犯罪行為を看過することなく、SS と情報共有し、警察署による集中的な検挙・補導対策を講じた結果、非行集団グループは解体され、学級崩壊を解消することが出来た。

事例②

〈学校の安心・安全の確立への寄与〉

児童に対する不審者声かけ事案が校区内で連続発生していたことから、SS が発生場所周辺の学校を集中的に訪問し、児童・生徒に対する防犯指導を実施した。また、SS が各学校から得た不審者に係る情報を集約した結果、声かけ事案の不審者が特定され、警察署が警告を行い、少年の安全を確保することが出来た。

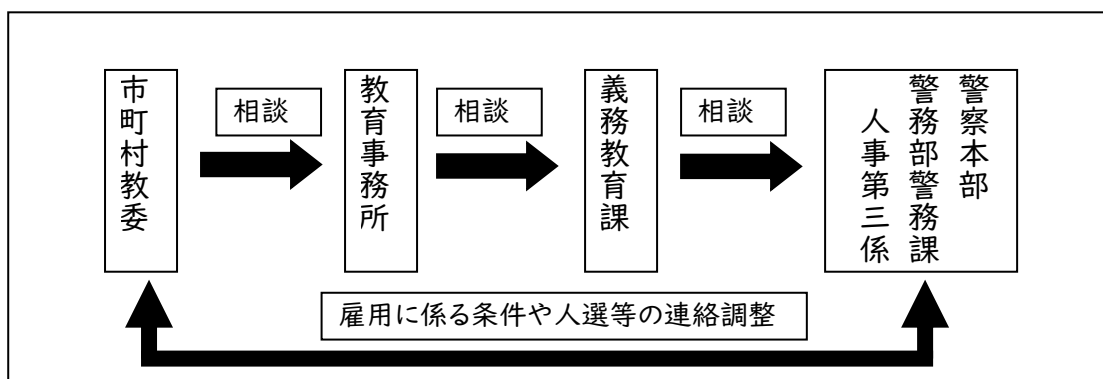
Q 8



警察官OBを市町村独自でSSとして雇用することが出来ますか。



警察官 OB を雇用することが出来ます。詳しくは、各教育事務所教育相談室に相談してください。



5 参考文献・資料等

- (1)「学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A」
(平成 29 年 3 月 福岡県教育委員会)
- (2)「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」
(平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会)
- (3)「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育
相談体制づくり～(報告)」
(平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)
- (4)「生徒指導提要」
(平成 22 年 3 月 文部科学省)
- (5)「スクールサポーター制度」リーフレット
(平成 26 年 6 月 福岡県警察)
- (6)「福岡県スクールカウンセラー等活用事業実施要項」
(令和 3 年 4 月 福岡県教育委員会)

6 作成委員及び事務局名簿

「学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A」
(平成 29年3月 福岡県教育委員会)

【作成委員名簿】

	氏 名	所 属 先 等	職 名
委 員	堺 英典	福岡県教育庁福岡教育事務所	指導主事
委 員	山地 貴博	福岡県教育庁北九州教育事務所	指導主事
委 員	末崎 謙次	福岡県教育庁北筑後教育事務所	指導主事
委 員	辻 和宏	福岡県教育庁南筑後教育事務所	指導主事
委 員	山下 晃司	福岡県教育庁筑豊教育事務所	指導主事
委 員	三田井 秀信	福岡県教育庁京築教育事務所	指導主事

【事務局名簿】

	氏 名	所 属 先 等	職 名
事 務 局	金子 尚文	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	主幹指導主事
事 務 局	重藤 公暢	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	主任指導主事
事 務 局	小田 哲也	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事
事 務 局	河島 健治	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事
事 務 局	吉永 政博	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事

【作成協力団体】

福岡県警察本部少年課

一般社団法人 福岡県臨床心理士会

一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会

「学校の教育相談体制の充実を図る専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A」
(令和4年3月 福岡県教育委員会)

【事務局名簿】

	氏 名	所 属 先 等	職 名
事 務 局	城後 慎一	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	主幹指導主事
事 務 局	井上 修一	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	主任指導主事
事 務 局	小林 祐介	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事
事 務 局	尾関 淳	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事
事 務 局	作本 佳隆	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事
事 務 局	坂井 麻紀	福岡県教育庁教育振興部義務教育課	指導主事

【作成協力団体】

福岡県警察本部生活安全部少年課

一般社団法人 福岡県臨床心理士会

一般社団法人 福岡県公認心理師会

一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会